

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町新堀四三六番一 地先から同市菖蒲町新堀五一九番一 地先まで		区 間
一一・九三〇 一一・九三〇	一〇・三四〇 一三・〇五〇	敷地の幅員 (メートル)
一三四・九九〇		延長 (メートル)
		備 考